

【重要：1～3年生全員対象】高等学校等就学支援金

令和6年7月以降支給分の申請（登録）手続き

本科1～3年生及び保護者等各位

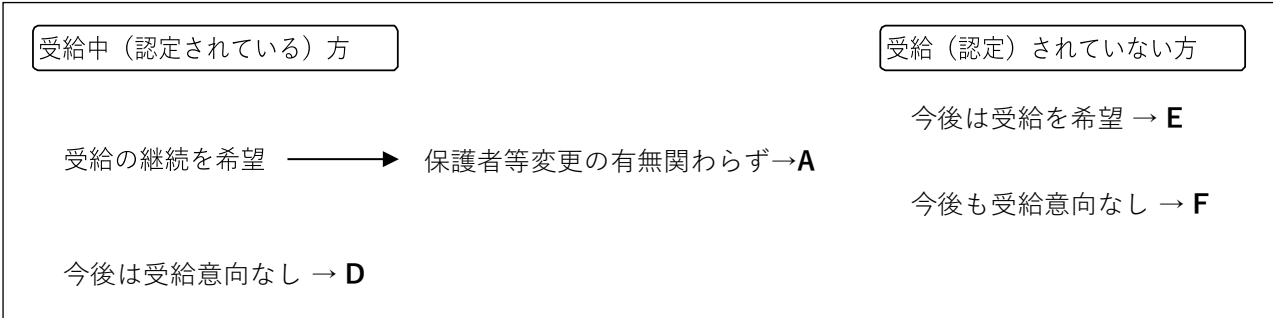
以下の通り、手続きをお願いいたします。

【対象】**本科1～3年生全員**（就学支援金受給期間 36 月超過者、休学者を除く）

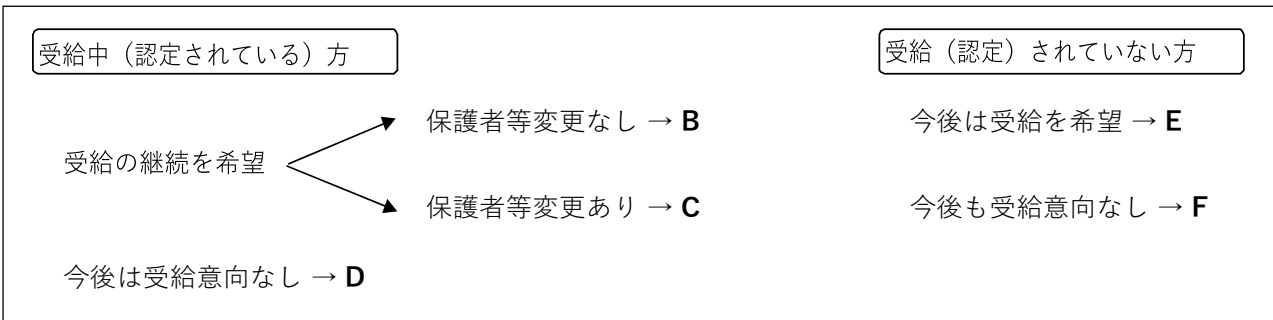
【手続き期間】令和6年7月9日（火）～令和6年8月6日（火）

【手続き方法】

・**2～3年生（最新の認定が令和6年5月以前の方）**



・**1年生（最新の認定が令和6年5月以降の方）**



手続きにはオンライン申請システム「e-Shien」を利用いたします。

以下のマニュアルに沿って登録してください。

「e-Shien」へのログイン方法、ID・パスワードがわからない、紛失してしまった方は長野高専学生課までお問い合わせください。

上表 A → 「申請者向け利用マニュアル④変更手続編」

上表 B・D → 「申請者向け利用マニュアル③継続届出編」、

上表 C → 「申請者向け利用マニュアル③継続届出編」、「申請者向け利用マニュアル④変更手続編」

上表 E・F → 「申請者向け利用マニュアル②新規申請編」

※今後受給を希望しない場合も登録が必要です。

※上表 A・B・C・E に該当する方のうち以下の方は、登録の際にマイナンバーカードもしくは個人番号が必要となります。（手続き詳細は以下記載のマニュアルをご覧ください。）

・前回登録時に課税証明書を提出することで税情報を登録した方（2・3年生）

・4月手続き時にマイナンバーカードの読み取りによって税情報を登録した方（1年生）

※上表 A に該当する方は、継続意向登録後、「収入状況届出」ではなく、「保護者等情報変更届出」での提出をお願いいたします。その際は実際に変更がある場合を除き、入力してある項目を変更する必要はございません。

※上表 C に該当する方は、まず「申請者向け利用マニュアル③継続届出編」からご確認下さい。なお、

保護者等変更とは、保護者等に以下の変更があった場合のことをいいます。

- ・婚姻またはその解消等によって保護者等の人数に変更が生じた場合
- ・保護者等の課税地に変更が生じた場合や保護者等に変更が生じた場合は、変更理由に応じた確認書類（保証人変更届等）を長野高専学生課学生係へご提出いただきます。（後日学校から連絡します。）

▽申請者向け利用マニュアルはこちらから（文部科学省ホームページ）

（トップ＞教育＞小学校、中学校、高等学校＞高校生等への修学支援＞高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien）

[高校生等への修学支援：文部科学省 \(mext.go.jp\)](http://mext.go.jp)

【注意事項】

- ・税額未申告の方は受給可否判定ができないため、事前に申告手続きを行うようお願いします。
- ・4月～6月までに発生した保護者等情報変更届出については7月23日（火）までにシステムでの提出を行ってください。提出が遅れた場合、支給額が減額となる可能性がございます。

【問合せ先】 長野高専学生課学生係
TEL：026-295-7131
E-mail：gakusei@nagano-nct.ac.jp